

川口市社会福祉功労者等表彰要綱

(目的)

第1条 多年にわたり、本市の社会福祉の増進に寄与し、功績の著しいものを社会福祉大会において、表彰並びに感謝することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 市長が表彰するものは、つぎの各号に定めるもののうちから選考する。

(1) 民生（児童）委員、保護司

ア 現職であって、その在職期間が通算して12年以上のもの。

(2) 社会福祉関係団体の役員

ア 現職であって、その在職期間が通算して15年以上のもの。但し高齢者を中心に福祉活動を実施する団体については12年以上とする。

(3) 社会福祉活動功労者（団体を含む）

ア 地域において自主的、自発的に5年以上、福祉活動を行っているもの、又は団体とする。

(4) 民間社会福祉事業の従事者

ア 現職であって、その在職期間が通算して15年以上のもの。

(5) 里親

ア 現在、養育中であって、その期間が5年以上のもの。

(6) 社会的自立を果たした障害者

ア 障害による困難をのりこえ、社会的自立を果たし、他の模範となるもの。

(7) 協力雇用主

ア 直近3年間で新たな就労者2名以上の事業者。

イ 対象者の雇用実績が累計5名に達した事業者。

(8) その他市長が認めたもの。

2 前項各号の基準日は、3月31日とする。ただし、前項(7)による表彰の場合はこの限りとしない。

3 過去において、この要綱による表彰を受けたものは除くものとする。

(感謝の対象)

第3条 市長が感謝するものは、つぎに定めるものとする。

(1) 社会福祉事業のために、100,000円以上の金品を寄付したもの。

(2) (1)の寄付に対しては、毎年感謝状を贈呈するものとする。

(3) その他市長が認めたもの。

(内申の方法)

第4条 被表彰者を内申しようとするものは、内申書（別添様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の内申は、川口市福祉の日推進委員、川口市民生委員児童委員協議会各地区会長、福祉部内の課長、子ども部内の課長、社会福祉協議会事務局長、社会福祉事業団事務局長、保健部内の課長、協働推進課長及びその他、地域で福祉活動を行っている団体を所管する各部の課長が行うものとする。

(審査及び選考)

第5条 審査及び選考は、福祉部に選考委員会を設け内申書に基づき審査する。

2 選考委員会は、川口市社会福祉審議会の委員長、川口市福祉の日推進委員会副会長及び福祉部長をもって組織する。

3 選考委員長は、委員の互選によるものとし、委員長がその議長となる。

4 選考委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(適用の除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条及び第3条に定める適格者であっても、この要綱を適用しない。

(1) 刑の言渡しを受けた者（刑の消滅した者を除く。）

(2) 刑事事件に関して現に起訴されている者

(3) その他表彰することが不相当と認められる者

第7条 この要綱に定めるものの他、必要と認める事項は選考委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年8月4日より適用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市社会福祉大会表彰規程（平成20年8月14日施行）の規定により表彰を受けたものは、この要綱の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和60年8月6日より適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月16日より適用する。

附 則

この要綱は、平成5年11月26日より適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月13日より適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月24日より適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成12年6月13日より適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月12日より適用する。

附 則

この要綱は、平成14年6月14日より適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日より適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月27日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日より適用する。